

人体ばく露に関して

令和元年5月20日、総務省令第八号により、無線設備規則の一部を改正する省令が公布、同日より施行されました。当該改正により、入射電力密度（IPD）対象無線設備が新設され、比吸収率（SAR）対象無線設備及び複数電波の対象となる無線設備が追加されております。

・ SAR 対象無線設備（一〇〇kHz 以上六 GHz 以下）

- A: 携帯無線通信を行う陸上移動局
- B: 広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局
- C: 高度 MCA 陸上移動通信の陸上移動局
- D: 七〇〇MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局
- E: 時分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（DECT）
- F: 時分割・直交周波数多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（sXGP）
- G: 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局（イリジウム/グローバルスター）
- H: スラヤ衛星携帯移動地球局
- I: インマルサット携帯移動地球局（GPS 型）
- J: 防災対策携帯移動衛星通信用携帯移動地球局

・ IPD 対象無線設備（六 GHz を超え三〇GHz 以下、三十 GHz を超え三〇〇GHz 以下）

- K: 携帯無線通信を行う陸上移動局（5G/mmW）
- L: 屋外型超広帯域無線システムの無線局（屋外型 UWB）
- M: 特定小電力無線局（ミリ波レーダー無線標定業務の無線局）
- N: 小電力データ通信システムの無線局（五七GHz を超え六六GHz 以下の周波数の電波を使用するもの）

・ 複数電波の対象となる無線設備

（対象無線設備と同一の筐体に収められており、同時に複数の電波を発射する機能を有するもの）

- O: PHS の無線局
- P: 小電力データ通信システムの無線局（準ミリ波帯及び五七GHz を超え六六GHz 以下の周波数を使用するものを除く）
- Q: 五・二 GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局

通常利用状態	無線設備					
	A~L のみ	M/N のみ	O/P/Q のみ	同一筐体に収められている場合		
				A~L + M/N	A~L + O/P/Q	M/N + O/P/Q
人体側頭部 (*1, *2)	対象	対象外	対象外	対象		対象外
人体 (*3)	対象		対象外	対象		

*1. 伝送情報が電話（音響の放送を含む）のもの及び電話とその他の情報の組合せのもの

*2. 人体側頭部に近接した状態において電波を送信するもの（三〇GHz を超え三〇〇GHz 以下の無線設備を除く）

*3. 送信空中線と人体（頭部及び両手を除く）との距離が 20cm 以内で使用されるもの

なお、六分間平均での当該電波の平均電力が、次の表の周波数帯の区分に応じ、六分間平均での当該電波の平均電力が平均値のしきい値以下となる場合は対象外となります。また、対象無線設備と同一の筐体に収められており、同時に複数の電波を発射できる機能を有する場合には、それぞれの発射する電波について、六分間平均での当該電波の平均電力を平均電力のしきい値で除したものの総和が一以下となる場合は適用対象外とすることが可能です。

周波数帯	平均電力のしきい値
一〇〇kHz 以上六 GHz 以下	二〇ミリワット
六 GHz を超え三〇GHz 以下	八ミリワット
三〇GHz を超え三〇〇GHz 以下	二ミリワット

既に認証を受けている「組込型無線モジュール」を人体側頭部(*1, *2)及び人体(*3)で利用する SAR 対象無線設備に組み込む場合、最終製品にて SAR 又は IPD の測定を含めた認証を取得する必要があります。

詳細については、下記へお問い合わせください。

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表)/078-940-0378(FAX)

E-mail: sch_rf@dspir.co.jp